

公 安 委 員 会

説明資料No.

1

外国人の技能実習の適正な実施及び
技能実習生の保護に関する法律施行令
による銃刀法施行令の一部改正について

平成29年3月23日

保 安 課

1 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行令の概要

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成28年法律第89号。以下「技能実習法」という。）の制定に伴い、技能実習法で政令に委任している技能実習計画の認定及び監理団体の許可の欠格事由に係る規定等を定めるとともに、関係政令の整備を行うもの。

2 銃砲刀剣類所持等取締法施行令の一部改正

上記施行令附則第4条の規定により、技能実習法の制定に伴う銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号。以下「銃刀法施行令」という。）の一部改正をするもの。

○ 改正の内容

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第33号）第5条の2第2項第3号では、獵銃の所持許可を受けようとする者が、銃砲刀剣類等を使用して一定の凶悪な罪を犯して10年を経過していないことを欠格事由としており、銃刀法施行令第12条第2項に対象となる罪が列挙されている。

技能実習法の制定に伴い新設された暴行・脅迫・監禁等により強制的に技能実習に従事させることの禁止に係る罪を、銃刀法施行令第12条第2項で規定する獵銃の所持許可の欠格事由に係る罪に追加する。

3 今後の予定

- 関議：平成29年4月4日 ※当庁の共同請議なし
- 施行期日：技能実習法の施行の日（平成29年11月1日）

1 経緯

平成28年3月、児童の性的搾取等に係る対策に関する業務を政府全体で推進するために必要となる総合調整等を国家公安委員会が行うことなどを内容とする「児童の性的搾取等に係る対策に関する業務の基本方針について」が閣議決定され、これを踏まえて設置された同対策に関する関係府省庁連絡会議において、基本計画を策定するべく検討を進めてきたもの。

2 内容

(1) 概要

児童の性的搾取等を撲滅させるべく、今後3年間を目途に、政府として取り組むべき施策を6分野の重点課題（柱）ごとに取りまとめたもの。平成28年7月に犯罪対策閣僚会議で決定された「第三次児童ポルノ排除総合対策」の内容を反映させたほか、同対策に掲げられていないかった施策を新たに掲載。

(2) 基本計画案

別添1、別添2参照

3 意見募集手続の実施結果

平成28年12月16日から14日間、意見募集手続を実施したところ、35件の意見が寄せられた。寄せられた意見及びこれに対する警察庁の考え方は、別添3のとおり。

4 今後の予定

今春に開催予定の犯罪対策閣僚会議において決定する予定。

公 安 委 員 会	平成29年度国家公安委員会・警察庁 交通安全業務計画（案）について	平成29年3月23日 交 通 企 画 課
説明資料No. 3		

1 交通安全業務計画の作成

(1) 作成の根拠

交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）第24条の規定により、指定行政機関（国家公安委員会、警察庁ほか14機関）の長が、交通安全基本計画に基づき、その所掌事務に関し、毎年度、

- ① 交通の安全に関し、指定行政機関が講ずべき施策
- ② 都道府県等が講ずべき施策に関する計画の作成の基準となるべき事項

について定めるもの。

(2) 報告及び通知

指定行政機関の長は、作成した交通安全業務計画について、内閣総理大臣に報告するとともに、都道府県知事に通知しなければならない。

2 平成28年度交通安全業務計画からの主な変更点

(1) 高齢運転者対策関係

高齢運転者対策として、平成27年改正道路交通法において導入された臨時認知機能検査や臨時高齢者講習等の確実な実施、更なる対策の検討に係る記載を追加した。

- 第2章第3 1(4)「高齢運転者対策の充実」(P22)
- 第2章第8 4「高齢運転者の交通事故防止に向けた更なる対策の検討」(P40)

(2) 運転中の携帯電話等関係

運転中の携帯電話等の使用に係る交通事故状況を踏まえ、携帯電話等使用に係る広報啓発や取締りを推進する旨の記載を追加した。

- 第2章第2 2(3)「運転中の携帯電話等の不使用の徹底」(P15)
- 第2章第4 1(1)ア「交通事故抑止に資する交通指導取締り」(P29)

(3) 改正道路交通法関係

平成27年改正道路交通法に関し、その確実な施行に向け、それに係る記載を追加した。

- 第2章第3 1(4)「高齢運転者対策の充実」(P22)（再掲）
- 第2章第3 2(7)「貨物自動車に係る交通事故抑止等」(P26)

(4) その他

その他情勢の変化等に応じて所要の修正を行った。

公 安 委 員 会	平成28年におけるサイバー空間を めぐる脅威の情勢等について	平成29年3月23日
説明資料No. 4		参事官（サイバー）

1 サイバー攻撃の情勢等

(1) サイバー空間における探索行為等

- インターネットとの接続点に設置したセンサーに対するアクセス件数は、1日1IPアドレス当たり1,692.0件（前年比+962.7件）で前年の2倍以上に増加。
- アクセス件数の主な増加要因としては、ネットワークカメラ、デジタルビデオレコーダ等のLinux系OSが組み込まれたIoT機器等を標的とする探索行為等が挙げられる。
8月以降には、IoT機器を標的とする不正プログラム「Mirai」等による感染対象の探索行為等を観測。

(2) サイバー攻撃の情勢及び取組

ア 情勢

- 前年に引き続き、サイバー攻撃が世界的規模で発生。
- 警察が連携事業者等から報告を受けた標的型メール攻撃は4,046件（前年比+218件）で3年連続増加。
28年に入るまでほとんど報告のなかった圧縮ファイルで送付された「.js」形式ファイルは下半期も増加傾向が続き、年間1,991ファイル（全体の54%）を確認。
- 國際的ハッカー集団「アノニマス」を名乗る者が、サイバー攻撃を実行したとする犯行声明とみられる投稿を、89組織に関してSNS上に掲載。

イ 取組

- サイバー攻撃事案で使用された不正プログラムの解析等を通じて把握した国内のC2サーバ64台（前年比+16台）の機能停止を実施。
- 伊勢志摩サミット等の開催に際し、関係省庁、重要インフラ事業者、会議場等関係施設の管理者等と協力してサイバー攻撃対策を実施。

2 サイバー犯罪の情勢等

サイバー犯罪の検挙件数は8,324件（前年比+228件）、相談件数は13万1,518件（前年比+3,421件）でいずれも増加し、過去最多。

(1) インターネットバンキングに係る不正送金事犯

ア 情勢

- 発生件数は1,291件（前年比-204件）、被害額は約16億8,700万円（前年比-約13億8,600万円）で件数、被害額ともに減少。

- 特徴としては、法人口座及び信用金庫・信用組合の被害額が大幅に減少した一方で、電子決済サービスを使用して電子マネーを購入する手口が増加したことなどが挙げられる。

イ 取組

- 金融機関及び電子決済運営管理団体に対して、電子決済サービスを使用して電子マネーを購入する手口に対する対策の強化を要請。
- 口座売買等の関連事件75件・117人を検挙。

(2) 不正アクセス行為

ア 認知状況

- 認知件数は1,840件（前年比-211件）で前年に引き続き減少。
- 不正アクセス後の行為として「インターネットバンキングでの不正送金」が1,305件と最多。

イ 検挙状況

- 検挙件数502件、検挙人員200人、検挙事件数182事件で、検挙人員及び検挙事件数は平成12年の法施行後最多。
- 手口として「利用権者のパスワード設定・管理の甘さにつけ込んだもの」が244件と最多。

(3) 日本サイバー犯罪対策センター（JC3）と連携した取組

- JC3と警察によるサイバーパトロールを行い、全国18道府県警察による口座売買等事件一斉集中取締りを実施。
- 警視庁が把握したウイルス付きメールの情報を基に、警視庁及び警察庁がSNSにより情報発信を行うとともに、JC3においてホームページ上にメール本文を含む詳細な情報を掲載。

3 今後の取組

「警察におけるサイバーセキュリティ戦略」（平成27年9月4日付け：警察庁丙総発第61号ほか）等を踏まえ、各種取組を推進する。

- 官民連携の推進
 - ・ JC3との連携
 - ・ 重要インフラ事業者、先端技術を有する事業者、その他の事業者等との連携
- サイバー人材の育成
 - ・ 専門的捜査員の育成（CSセンター等における教育・訓練の拡充等）
 - ・ 情報技術の解析に係る高度専門人材の育成
- 国際連携
 - ・ 外国捜査機関との連携
- 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けたサイバーセキュリティ対策の推進（関係機関等との情報共有、共同対処訓練の実施等）

公 安 委 員 会 説明資料No. 5	インターネットバンキングに係る 不正送金の国際的な被害防止対策 について	平成29年3月23日 情報技術犯罪対策課 情報技術解析課
------------------------	--	------------------------------------

1 概要

インターネットバンキングに係る不正送金事犯に使用されているとみられるコンピュータウイルスが世界的に蔓延している中、昨年、ドイツ警察が中心となり、関係各国が連携して、コンピュータウイルスを利用したインターネットバンキングに係る不正送金事犯の実行者を検挙する国際的な取組（オペレーションアバランチ）が行われた。

今般、ドイツから、本取組に関し、日本国内のインターネットバンキング利用者のID・パスワード等の情報、コンピュータウイルスの感染端末情報等の提供を受けたことから、関係省庁・団体と連携して、インターネットバンキング利用者、感染端末利用者等に対し、被害拡大防止のための注意喚起を行うもの。

2 対策

(1) 流出ID等対策

ドイツから提供されたC & Cサーバに関する情報を分析したところ、コンピュータウイルスにより窃取されたインターネットバンキング利用者のID・パスワード等の情報が蓄積されていたことから、関係する金融機関等に情報提供し、利用者によるパスワードの変更等を促す。

(2) 感染端末対策

ドイツから一般社団法人JPCERTコーディネーションセンター（JPCERT/CC）に提供された感染端末情報について、インターネットサービスプロバイダ事業者（ISP）等に提供し、ISP等から感染端末の利用者にコンピュータウイルスの駆除を促す。

3 その他

- 警察庁のウェブページにおいて、本取組の概要説明や感染端末の利用者に対する注意喚起を掲載予定。
- 一般財団法人日本サイバー犯罪対策センター（JC3）からも、注意喚起を実施予定。

公 安 委 員 会	平成29年春の全国交通安全運動の 実施について	平成29年3月23日 交 通 企 画 課
説明資料No. 6		

1 実施期間

平成29年4月6日(木)から同月15日(土)までの10日間

2 主催

内閣府・警察庁等10府省庁、都道府県、市区町村、関係13団体

3 運動の目的、運動重点等

広く国民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通事故防止の徹底を図ることを目的とする。

(1) 運動の基本

子供と高齢者の交通事故防止～事故にあわない、おこさない～

(2) 全国重点

- 歩行中・自転車乗用中の交通事故防止（自転車については、特に自転車安全利用五則の周知徹底）
- 後部座席を含めた全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- 飲酒運転の根絶

(3) 地域重点

地域の交通事故実態等に即して必要があるときは定める。

4 警察における重点的取組

(1) 子供と高齢者関係

- ア 交通事故が多発する時間帯や場所等、交通事故実態を踏まえた街頭での交通安全指導、保護・誘導活動の徹底
- ※ 期間中に通学路における全国一斉取締りを実施

イ 保護者、教職員、保育士等と連携した児童及び幼児に対する道路の安全な通行に必要な知識・技能を習得させるための交通安全教育の推進

(2) 高齢運転者関係

運転免許証の自主返納制度及び支援措置、運転適性相談窓口、改正道路交通法の内容等の周知徹底

(3) 自動車運転者関係

運転中のスマートフォン等の不使用、夜間の対向車や先行車がない状況における走行用前照灯（いわゆるハイビーム）の使用の励行等の周知徹底

(4) 自転車利用者関係

「自転車安全利用五則」を活用した交通安全指導、交通事故発生のリスクや加害者になった場合の責任の重大性等を理解させるための広報啓発